

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

大手銀 こぞって個性的な店舗づくり進める コンセプトは“フィンテック”“体験型”

大手銀行がこぞって「個性的な組織・店舗づくり」の取組みを始めた。例えば介護離職防止。家族の介護を理由に仕事を辞める介護離職を防ごうと、介護休業期間を延ばすなど、仕事と介護の両立支援制度を強化する動きが広がっている。また、話題の金融サービス「フィンテック」への取組みも目覚ましい。銀行が本業以外の話題で注目を集めるのは珍しいが、“個性を発揮するチャンス”と捉え積極的な姿勢を見せているようだ。

フィンテックとは、IT(情報技術)を駆使した金融サービス創出のこと。インターネット取引の普及や異業種の参入で環境が激変し、画一的な店舗だけでは、年齢層や地域によって異なる顧客ニーズを掴むことが難しくなっている。

このような状況を受けてみずほ銀行八重洲支店では、未来の銀行店舗をイメージした巨大なタッチパネル型端末を壁面に設置。金融商品のパンフレットをスマートフォンにダウンロードできるサービスを行う。また、大阪府の京阪枚方市駅前に開業した複合商業施設「枚方T-SITE」に、りそな銀行枚方支店が移転。「本屋の中にある銀行」がテーマの新店舗で、歩行者や買い物客の流れは一変した。みずほ銀行も若年顧客を意識し体験型の店舗を出店する予定だ。

「ニーズの多様化」という社会的な流れを受けて、今後は個性を強く打ち出した新サービスの開発が生き残りのカギとなりそうだ。

税務会計

マイナンバー対応のための費用 ソフトウェアの買換えは資本的支出

今年1月からマイナンバー制度がスタートした。企業では、その対応のため、既存のコンピュータソフトウェアを見直すところも少なくない。見直しでは、(1)単なるマイナンバー対応としてのみ各々のソフトをバージョンアップする、又は(2)これを機に業務用ソフトウェアを別会社の新品のソフトウェアに買い換える、といった方法が考えられるが、これらの2つの方法では税務処理が違って来る。

マイナンバー制度における番号法では法人に対して「安全管理措置義務」を課し、この措置を講じないと安全管理措置義務違反となり、従来のソフト(特に給与計算ソフトや年末調整システム、確定申告システムなど)では、その使用に制限がかかることにもなる。そのため、既存のソフトウェアをマイナンバー制度に対応させるための支出費用は、既存のソフトウェアの効用を維持するための修正等に係る費用とみることができる。

したがって、上記(1)のマイナンバー対応としてのみ各々のソフトをバージョンアップする費用は「修繕費」として処理することができると考えられる。対して、(2)の別会社の新品のソフトウェアに買い換えるケースでは、新規資産の取得となるため、原則資産計上する必要があり、耐用年数も「ソフトウェア」の「その他のもの」として5年で均等償却することになる。

これらの対応は、例えば消費税率が8%から10%に引き上げられるときも同様の考え方ができる。

今週のキーワード

フィンテック

「金融(Financial)」と「技術(Technology)」を組み合わせた米国発の造語で、2008年のリーマンショック以降発展した。決済・送金・資産運用・ビッグデータ活用などの新サービスが次々と登場し、2014年以降にスマートフォンを使った決済サービス「アップルペイ」「アンドロイドペイ」が始まった。日本でも国内の金融会社がフィンテックを積極的にビジネスに取り込めるよう、金融庁が銀行法など関連法令の改正に着手した。多くの金融機関が統廃合して生残りをかける契機といわれる。